

# H2 Osakaビジョン推進会議について

会議の設置について

会議の運営について

H2 Osakaビジョン推進会議設置要綱

## 新たな水素プロジェクトを生み出すためのプラットフォーム

H2Osakaビジョンの実現に向けて、産・学・官が幅広く結集し、事業者間の交流やアイデア創出を図る場（プラットフォーム）として、大阪府・大阪市の共同で『H2Osakaビジョン推進会議』を設置。



今後、府市一体となって、  
KIX（関西国際空港）水素グリッドプロジェクトや  
府中央卸売市場のメガワット級燃料電池導入に続く  
先進的な水素プロジェクトの創出をめざす。



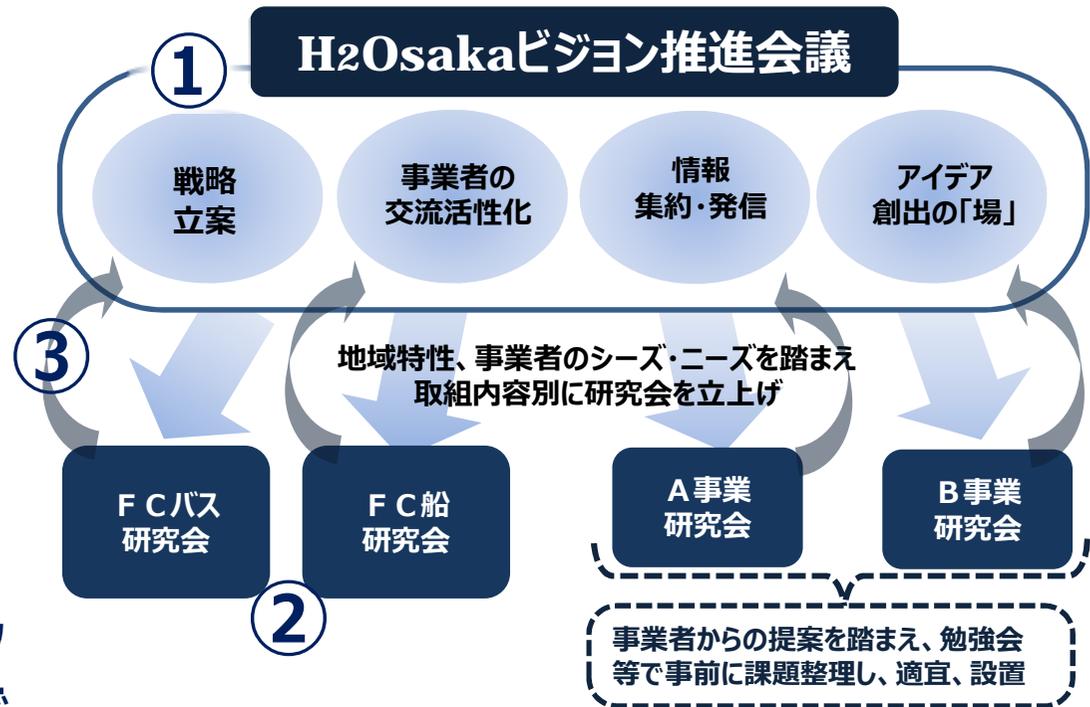
取組みを府内事業者や府民、国内外へ幅広く情報発信。

# 会議の運営について

① 推進会議では、府内全域を鳥瞰した水素プロジェクトのアイデア創出、事業者間の交流活性、情報発信の場として運営。

② 個別プロジェクトの創出にあたっては、事業者からの提案に基づき、開発中の技術を用いた実証事業等の検討を行うことから、事業者の競争上の地位を確保するため、事業別に非公開の研究会を設置。

③ 国支援の獲得等によるプロジェクト公開にいたった場合や、研究会で推進会議に報告する旨了承を得た事項について、H2Osakaビジョン推進会議へ報告



# H2Osakaビジョン推進会議設置要綱

## (目的)

- 第1条 大阪府及び大阪市は、水素・燃料電池関連分野における今後の取組の方向性を示した「H2Osakaビジョン（平成28年3月25日策定）」の実現に向け、産・学・官が協力して取り組むことにより、地域の特徴を活かした水素エネルギーの利活用の拡大及び水素・燃料電池関連産業振興の機運醸成を図ることを目的として、H2Osakaビジョン推進会議（以下「推進会議」という。）を共同して設置する。
- 2 この要綱は、推進会議の協議事項、その他推進会議の運営に必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

- 第2条 推進会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行う。
- (1) 水素エネルギーを活用する新たな製品・サービスの創出に向けた実証事業等のプロジェクトに関する事
  - (2) 水素に関する正しい知識の普及と合理的な規制緩和の推進に関する事
  - (3) 水素エネルギー産業への府内中小企業等の参入促進に関する事
  - (4) その他、水素エネルギーの利活用拡大に関する事

## (組織)

- 第3条 推進会議は、大阪府及び大阪市のほか、別表1に掲げる団体及び学識経験その他専門的知見を有する者（以下「学識経験者」という。）をもって構成する。
- 2 推進会議には、必要に応じて顧問及びオブザーバーを置くことができる。

## (推進会議の運営)

- 第4条 推進会議に会長を置く。
- 2 推進会議は大阪府及び大阪市が共同で招集し、会長が会議の議長となる。
  - 3 会長は、推進会議の公平・中立的な進行と専門的な知見の活用を図るため、学識経験者の中から大阪府及び大阪府が共同して指名する者をもって充てる。
  - 4 会長は、必要に応じて推進会議に構成団体に所属する者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
  - 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、構成団体に所属する者の中から会長が予め指名する者がその職務を代理する。

# H2Osakaビジョン推進会議設置要綱

(推進会議の公開)

第5条 推進会議は、公開とする。

(事業別研究会)

第6条 推進会議には協議事項の具体化を図るため、別表2に掲げる事業別研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

2 研究会は、大阪府及び大阪市のほか、別表3に掲げる団体及び学識経験者をもって構成する。

3 研究会の運営については、第3条第2項及び第4条を準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「研究会」と、「会長」とあるのは「座長」に読み替えるものとする。

4 研究会の座長は、それぞれの研究会を代表し、推進会議に出席して意見を述べることができる。

5 研究会は、水素関連ビジネス創出に関する参加企業の競争上の地位を確保する必要があるため、非公開とする。

6 研究会の構成団体、研究会の構成団体以外で研究会に出席した者及び研究会の構成団体に所属する者は、研究会の活動により知り得た秘密を漏洩してはならない。ただし、研究会の了承を得て推進会議へ報告若しくは協議する事項又は既に公知若しくは公用の情報についてはこの限りでない。

(法令遵守)

第7条 推進会議及び研究会（以下「推進会議等」という。）の構成団体は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律をはじめとする関連法令を遵守し、かかる法令に抵触する行為を行わないこととする。

(推進会議等の庶務)

第8条 推進会議等の庶務は、大阪府商工労働部成長産業振興室新エネルギー産業課及び大阪市環境局環境施策部環境施策課で行う。

(その他)

第9条 その他、推進会議等の運営に関する事項は、大阪府及び大阪市が協議の上、これを定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月2日から施行する。

別表1 (50音順) ※第3条第1項関係

株式会社池田泉州銀行	株式会社竹中工務店
岩谷産業株式会社	株式会社東芝
一般財団法人大阪科学技術センター	豊田通商株式会社
大阪ガス株式会社	パナソニック株式会社
オリックス株式会社	株式会社日立製作所
川崎重工業株式会社	株式会社三井住友銀行
関西エアポート株式会社	三井物産株式会社
関西電力株式会社	株式会社三菱東京UFJ銀行
積水ハウス株式会社	三菱日立パワーシステム工株式会社
大和ハウス工業株式会社	りそなグループ

# H2Osakaビジョン推進会議設置要綱

**別表2 ※第6条第1項関係**

FC船研究会
FCバス研究会

**別表3 (50音順) ※第6条第2項関係**

<b>FC船研究会</b>
岩谷産業株式会社
大阪小型水上旅客船協議会
大阪シティクルーズ推進協議会
豊田通商株式会社

<b>FCバス研究会</b>
岩谷産業株式会社
大阪市交通局
一般社団法人大阪バス協会
関西エアポート株式会社
近鉄バス株式会社
京阪バス株式会社
トヨタ自動車株式会社
南海バス株式会社
阪急バス株式会社
日野自動車株式会社